

2026年5月15日

各位

東京都品川区東品川二丁目4番11号
日本航空株式会社
代表取締役社長執行役員 鳥取 三津子

外国人等の議決権比率に関するお知らせ

2026年3月31日現在における当社の外国人等（航空法第四条第一項第一号から第三号までに掲げる者）の有する議決権の当社議決権に占める割合について、下記のとおりお知らせいたします。

なお本情報は、航空法第二百十条の二第三項に基づき公表したものです。

外国人等が議決権を有する株式数 (A)	119,541,000 株
発行済株式総数 (うち議決権を有する株式数 (B))	437,143,500 株 (429,212,800 株)
外国人等の議決権比率 (A÷B×100)	27.85%

以上

(ご参考)

航空法第二百十条の二に基づき、当社定款第12条は、(1)「日本の国籍を有しない人」、(2)「外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの」、(3)「外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体」のいずれかの者（以下、「外国人等」と総称します）からその氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより外国人等の有する議決権の総数が当社の議決権の3分の1以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録することを拒むものとす旨を定めております。

このため、当社は、外国人等が有する株式について、株主名簿に記録する株式を、外国人等が議決権の3分の1以上を占めることとならない範囲内で、航空法施行規則第二百二十六条の三に定める按分等の方法により特定し、株主名簿に記録しております。